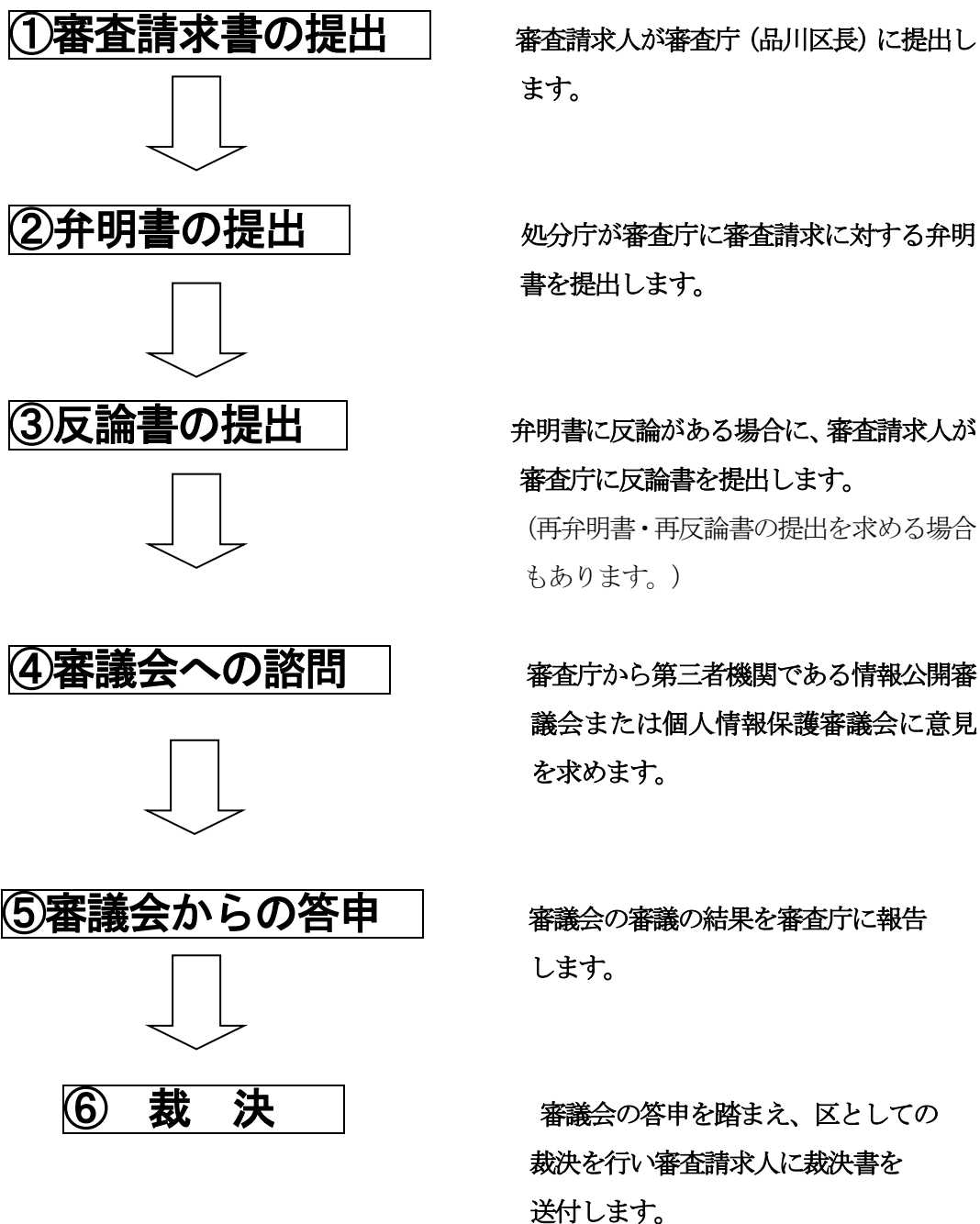


【審査請求の流れ】



- ◆裁決が原処分妥当との結論の場合は以上で終了となります。
- ◆処分の全部又は一部を取り消すとの裁決がなされた場合、処分庁は処分のやり直しを行い、審査請求人に改めて通知いたします。